

上福岡市・大井町法定合併協議会規約

平成16年10月27日 協議
平成16年11月 1日 施行

(協議会の設置)

第1条 上福岡市及び入間郡大井町（以下「1市1町」という。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「法」という。）第3条第1項の規定に基づき、合併協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の名称)

第2条 協議会の名称は、上福岡市・大井町法定合併協議会と称する。

(協議会の担任する事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 1市1町の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定による市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、1市1町の合併に関し必要な事項

(事務所)

第4条 協議会の事務所は、会長の属する市又は町に置く。

(組織)

第5条 協議会は、第7条第1項各号に定める委員をもって組織する。

2 委員の定数は、1市1町の長が協議して定める。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、1市1町の長のうちから1市1町の長が協議して定めた者をもって充てる。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 1市1町の長
- (2) 1市1町の助役
- (3) 1市1町の議会の議員
- (4) 1市1町の長が協議して定めた学識経験を有する者

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第8条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、副会長が会長の職務を代理する。

(会議)

第9条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長はこれを招集しなければならない。

3 会議の開催場所及び日時は、会議に付すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第10条 会議は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り定める。

(事務局)

第11条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第12条 協議会に要する経費は、1市1町が均等に負担する。

(職員)

第13条 協議会の事務に従事する職員は、1市1町の長が協議して定めた者をもって充てる。

(監査)

第14条 協議会の出納の監査は、1市1町の監査委員各1人に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(財務に関する事項)

第15条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長の属する市又は町の例により会長が定める。

(報酬)

第16条 協議会の委員（第7条第1項第3号及び第4号の規定により選出された委員に限る。）は、報酬を受け取ることができる。

2 前項に定める報酬の額、支給方法等については、会長が会議に諮り別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第17条 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第18条 この規約に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、1市1町の長が協議して定めた日から施行する。